

国道9号吉敷中電線共同溝PFI事業 実施方針に関する意見に対する回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
1	実施方針	2	第1	1	(5)	特定事業の概要	③ 特定事業の対象範囲 ○:特定事業が対象とする項目 「ただし、電線共同溝(管路部)の国道用地内の引込管及び連系管については、調査・設計業務及び維持管理業務に含むが、工事業務及び工事監理業務には含まない。また、連系設備については、調査・設計業務には含むが、工事業務、工事監理業務及び維持管理業務には含まない。なお、引込設備及び、電線の入線工事や既存電柱・電線の撤去は、含まない。」と記載されています。 しかし、要求水準書(案)の 4. 調整マネジメント業務(設計段階) (2)業務内容 7) 占有業者等と引込管、連系管及び連携設備の協議 「なお、引込管、連系管及び連系設備の設計については、中国地方整備局より各占有業者等へ依頼する予定である。」となっています。整合をお願いします。	引込管及び連系管、連携設備の調査・設計業務、工事業務及び工事監理業務は、本事業の対象範囲に含みません。占有業者が引込管及び連系管、連携設備の設計(中国地方整備局より各占有企業者へ依頼)をし、その設計を反映した電線共同溝全体の設計を行うことを想定しています。 詳細については入札公告時に示します。
2	実施方針	3	第1	1	(9)	民間事業者への支払い	①整備業務に係る対価について、「国への所有権移転後、令和14年度から令和30年度までの間、事業契約書に定める額を割賦方式により支払う。」とありますが、本事業のように事業期間が長期に亘るPFI事業では、金利変動リスクが非常に高くなります。また、発注者も割賦払い期間が長期にわたることで割賦手数料総額が増加することから、割賦払い期間は施設整備期間と同期間(7年)を要望します。7年とする理由は、PFI事業の目的の一つである「行政予算の平準化」は施設整備期間内での平準化でも果たせるためです。	ご意見として承りますが、本事業の条件については実施方針に記載のとおりとします。
3	実施方針	22	第6	2	(1)	事業者の帰責事由により事業の継続が困難となった場合	中国地方整備局が賠償請求される(2)②の方には、「なお、請求する損害賠償の内容及び金額については、中国地方整備局と事業者が協議して定めるものとする」とありますが、(1)③では「中国地方整備局は事業者に対して損害賠償の請求等を行うことができる」とあります。中国地方整備局が賠償請求する(1)③にも、「協議して定めるものとする」と記載するよう検討をお願い致します。	双方の帰責事由による損害の負担に関する詳細は入札公告時に示します。
4	実施方針	32	別紙5		5 6	リスク分担表 金利変動リスク	「事業契約締結後、特定の時期(施設の完成引渡日以前)に金利を入札時のものから改訂し、確定することを予定している」とありますが、本事業のように事業期間が長期に亘るPFI事業では、金利変動リスクが非常に高くなります。16年後の金利は予測不可能であり、金利の確定日以降の大幅な変動によって、発注者又は事業者に損得が発生する可能性があります。金利の適正支払いのために、維持管理期間の途中段階でも大幅な金利変動があった場合は、金利の見直しを行うようご検討をお願い致します。	ご意見として承ります。 なお、リスク分担表No.5、No.6の説明に記載のとおり、事業契約締結後、特定の時期(施設の完成・引渡し前及び完成・引渡し以降の特定の時期)に基準金利を改定し、確定することを予定しています。
5	実施方針	32	別紙5		5 6	リスク分担表 金利変動リスク	他の電線共同溝PFI事業における基準金利は国債金利を採用していますが、事業者がSPCを設立し資金調達した場合、利率が国債金利の2~3倍程度と大きく乖離しております。基準金利を民間金融機関で採用されている一般的な金利として頂くようご検討をお願い致します。	基準金利についての詳細は入札公告時に示します。
6	実施方針	32	別紙5		11	リスク分担表 法令変更リスク	「ただし、事業の継続に過分の費用を要する場合は、契約を解除できるものとする」とありますが、契約を解除されたことに伴う事業者が被る損失の補填について、国と事業者が協議できるようにすべきではないでしょうか。	法令変更に起因する契約解除については、リスク分担表のNo.61に記載のとおりです。
7	実施方針	32	別紙5		12	リスク分担表 法令変更リスク	「上記以外の法令変更又は新設による増加費用」と記載がありますが、事業者側で法令変更をコントロールすることはできないため、不可抗力の位置づけになると考えます。増加費用については、設計変更協議の対象としていただきますようお願い致します。	当該事案がリスク分担表のNo.11又はNo.12のいずれかに該当する場合は、個々に判断する予定です。
8	実施方針	33	別紙5		20 21	リスク分担表 住民運動に関するリスク	「住民運動に関するリスク」において、本事業に関する住民等への事前説明状況についてご教示お願い致します。	住民等への事業説明は未実施です。
9	実施方針	33	別紙5		21	リスク分担表 住民運動に関するリスク	「施工及び管理に関する住民の反対運動への対応及びそれ起因する事業期間の変更、契約解除等に伴う追加費用」については事業者にのみ「○」が記載されておりますが、仕様通りに施工した場合にも不可効力的な住民反対運動が起こる可能性があるため、国側にも「○」を記載し、協議の対象とするようお願い致します。	リスク分担表に記載のとおりとします。 ただし、当該事案において合理的な理由がある場合は、協議の対象とします。
10	実施方針	33	別紙5		29	リスク分担表 設計図書に瑕疵リスク	本事業の設計業務の成果の瑕疵による増加費用又は損害は、事業者負担にのみ「○」となっていますが、発生事象によっては国側と協議できるといった内容に変更をお願いいたします。	リスク分担表に記載のとおりとします。 ただし、当該事案において合理的な理由がある場合は、協議の対象とします。
11	実施方針	34	別紙5		48	リスク分担表 第三者への損害リスク	維持管理の「第三者への損害リスク」について、国の帰責事由以外(事業者以外の第三者の帰責事由)により発生した費用の負担は、国と事業者の協議対象としていただくようお願いいたします。	リスク分担表No.48に記載のとおりとします。 ただし、当該事案において合理的な理由がある場合は、協議の対象とします。

国道9号吉敷中電線共同溝PFI事業 実施方針に関する意見に対する回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
12	実施方針	35	別紙5		60	リスク分担表 契約解除リスク	不可抗力に起因する契約解除について、事業者負担に「○」が記載されておりますが、不可抗力により生じる費用は、全額、国の負担と考えます。分担表の事業者欄の表記削除お願い致します。	不可抗力により生じる増加費用又は損害は、リスク分担表のNo.13及びNo.14に記載のとおりです。 不可抗力に起因する契約解除に係る増加費用又は損害については、中国地方整備局と協議により応分を決定します。 詳細は入札公告時に示します。
13	実施方針	35	別紙5		61	リスク分担表 契約解除リスク	法令変更に起因する契約解除について、事業者負担に「○」が記載されておりますが、事業者側で法令変更をコントロールすることはできないため、不可抗力の位置づけになると考えます。分担表の事業者欄の表記削除お願い致します。	法令変更による増加費用は、リスク分担表のNo.11及びNo.12に記載のとおりです。 法令変更に起因する契約解除に係る増加費用又は損害については、中国地方整備局と協議により応分を決定します。 詳細は入札公告時に示します。